

# 県税事務所の見直しについて

## 【大分県行財政改革アクションプラン】

県税事務所については、市町村との連携を一層強化するとともに、業務の効率化と専門性の向上を図るため、県民の利便性や税収の確保、税制改正への対応なども考慮しながら、事務所体制や人員配置のあり方を検討する。【30年度までに実施】

## 1 現 状

### (1) 県税事務所の状況 (H30. 4. 1現在)

別府、大分、佐伯、豊後大野、日田、中津の6か所

### (2) 主な業務内容

#### ① 課税業務

申告書の審査(法人県民税・事業税、利子割、軽油引取税等)、自動車税の賦課、不動産取得税の家屋評価等調査、軽油引取税の抜取調査等

#### ② 納税業務

納税交渉、財産調査、差押等滞納処分等

## 2 課 題

### (1) 人材育成

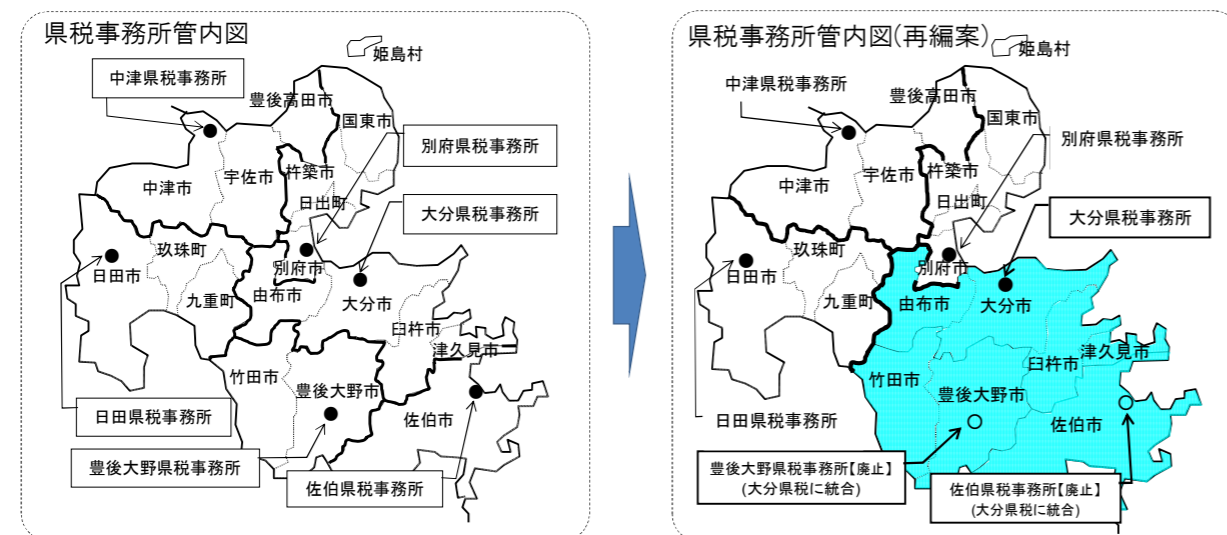
- ① 税務経験の浅い職員の割合が3割を超えるほか、経験豊富な職員が退職
- ② 取扱件数が少ないことから、一税目を一人が担当する人員配置

### (2) 税収確保

- ① 県税の3割を占める個人県民税について、徴収業務を担う市町村における徴収率向上に向けた取組が必要

## 3 再 編 案

大分県税事務所に佐伯県税事務所と豊後大野県税事務所の業務を集約し、両事務所を廃止する。なお、申請等を受け付ける窓口業務については両地域の地方機関に配置する。



## 4 再編案に対する意見・要望

(県議会での議論 29年第4回定例会一般質問 29年12月、首長との意見交換等 29年10～12月、パブコメ 30年3～4月)

- ① 高齢化が進み、交通弱者と言われる高齢者が増加しており、減免申請や納税相談を行う場所が遠くなれば、県民の利便性が低下するので、そうならないようにしてほしい。
- ② 現在は、申請や申告の内容について窓口で確認を受けたうえで書類を提出しているが、事務所廃止後の窓口では、確認が受けられず、申請等の提出のみとなるため、再度の来所や大分市まで行く必要がないようにしてほしい。
- ③ 地域における税行政の一翼を担う県税事務所がなくなることは、個人県民税の徴収業務を担う市町村との連携が弱まり、徴収率等に影響が生じるのではないかと懸念されている。
- ④ 大分県税事務所に業務を集約することにより、大分県税の管轄が広くなり、県税の滞納者に対する納税業務などが非効率となり、徴収率等に影響が生じるのではないかと懸念されている。

## 5 見直し案

### (1) 納税事務所(仮称)の設置

上記4の意見・要望を踏まえ、① 減免申請や納税相談等で利用する県民の利便性確保や、② 市町村との連携や迅速な滞納処分等による税収確保に対応するため、両地域に「納税事務所(仮称)」を設置する。

なお、課税業務については、専門性の向上や指導体制の充実を図るため、大分県税事務所に業務を集約する。

### 〈納税事務所の主な業務内容〉

- ① 窓口業務(申告書の受付、減免申請の受付、免税証の交付、窓口収納など)
- ② 納税業務(納税相談、滞納処分など)

### (2) 法人二税・利子割に係る課税業務の集約

再編と併せて、業務の効率化をさらに進めるため、別府・日田・中津県税事務所の法人二税・利子割に係る課税業務について、大分県税事務所に集約する。

## 6 実施時期

平成31年4月1日

## 【見直し効果等】

### (1) 専門性向上・指導体制の充実

課税業務の集約により、一税目を複数人が担当する人員配置となることから、職員の専門性向上やチェック・指導体制の充実が図られる。

### (2) 県民の利便性の確保

納税事務所を設置することにより、これまでと同様、両地域において納税相談等を行うことができ、減免申請についてもワンストップでの対応が可能。

### (3) 業務の効率化

県税事務所の見直しなどにより、概ね10人の職員削減が見込まれる。

